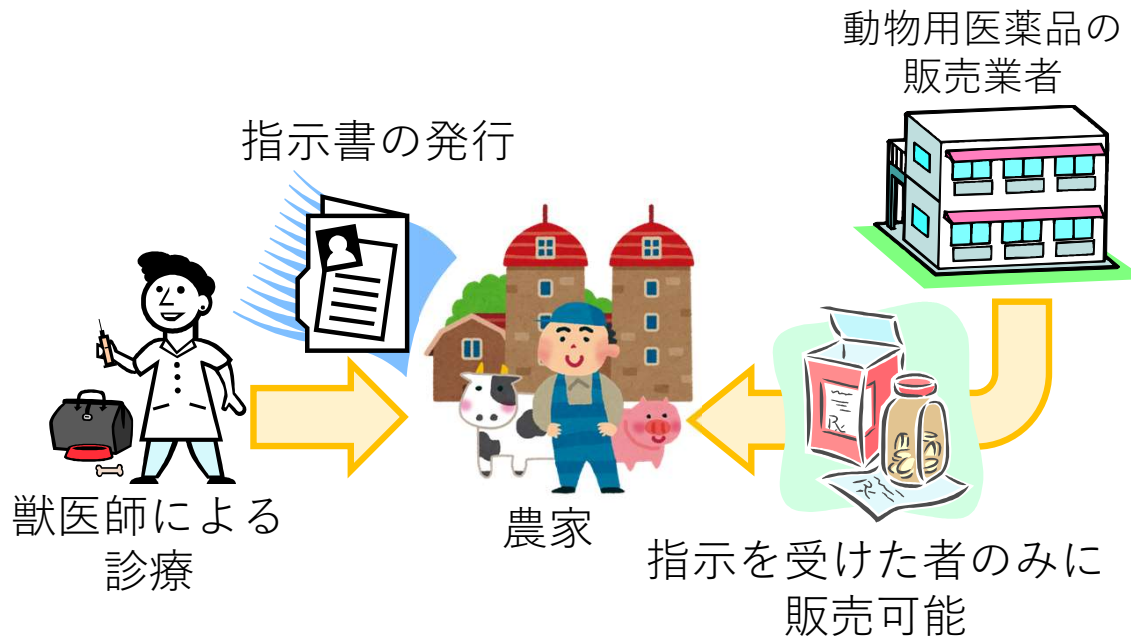


家畜に使用される抗菌剤：動物用医薬品

参考資料 1

- 使用に際して獣医師による診察が義務付けられている。
- 獣医師への診察に基づく指示を受けたもの以外、販売禁止。
- 使用対象動物、使用量、使用禁止期間など使用者が遵守すべき基準（使用基準）が設定されている。
- 販売量や薬剤耐性菌のモニタリングを実施。
- 食品安全委員会による人への健康影響評価を踏まえてリスク管理措置を実施。



使用基準（例）

オキシテトラサイクリン（飼料添加剤※）

使用対象動物

- ：牛（生後6月を超えるものを除く。）
- 豚・鶏（産卵鶏を除く。）

用法及び用量

- ：飼料1 t 当たり400 g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。

使用禁止期間

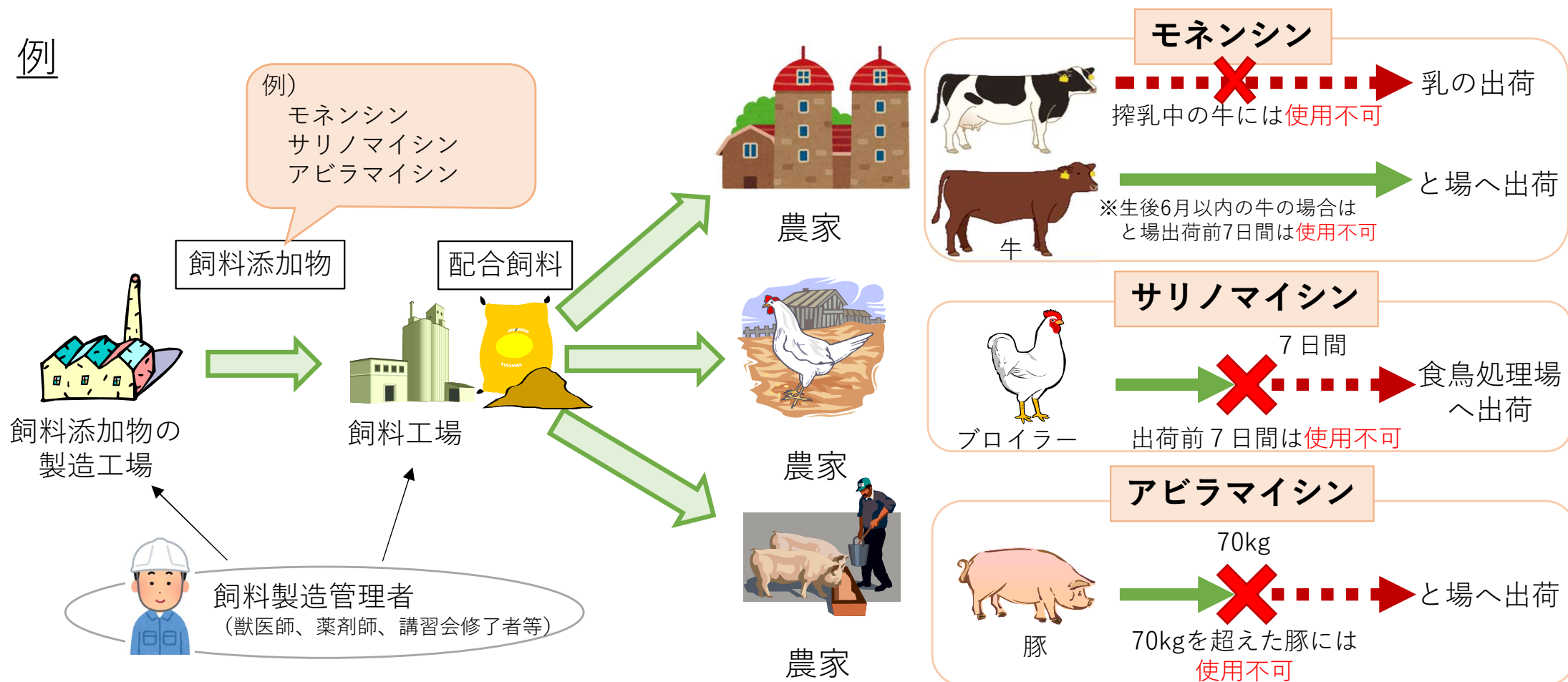
- ：食用に供するためにと殺する前5日間

※「飼料添加剤」とは、飼料に混じて与える抗菌剤のうち、動物用医薬品のことを総じていう。
獣医師の指示がないと購入できない。

家畜に使用される抗菌剤：抗菌性飼料添加物

- 飼料中の栄養成分の有効利用により、家畜の健全な発育を促すために使用。
- 飼料安全法に基づき、農林水産大臣に指定されたものに限って、また、飼料中の濃度、使用する家畜の種類や時期など設定された基準に従って、限定的に使用。
- 流通量等のモニタリングを実施。
- 食品安全委員会による人への健康影響評価（AMRの観点）を踏まえリスク管理措置を実施。
ーリスクが「無視できる程度」と評価されなかったものは指定取消。

例



飼料添加物（令和6年12月1日時点）

- ・飼料添加物は、農林水産大臣が農業資材審議会に意見を聴いて、効果・安全性が確認されたものが指定される。
- ・飼料添加物の用途は、①飼料の品質の低下の防止、②飼料の栄養成分その他の有効成分の補給、③飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進の3つが定められている。

農林水産省令で定められている用途	類 別
飼料の品質の低下の防止 (17 種)	抗酸化剤 (3 種)
	防かび剤 (3 種)
	粘結剤 (5 種)
	乳化剤 (5 種)
	調整剤 (1 種)
飼料の栄養成分その他の有効成分の補給 (97 種)	アミノ酸等 (18種)
	ビタミン (34 種)
	ミネラル (41 種)
	色素 (3 種)
	温室効果ガス (GHG) 削減剤 (1 種)
飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進 (47 種)	抗生物質 (11 種)
	合成抗菌剤※ (5 種)
	着香料 (1 種)
	呈味料 (1 種)
	酵素 (13 種)
	生菌剤 (11 種)
	有機酸 (5 種)
(合計 161 種)	

※合成抗菌剤のうち2種は、複数の物質の合剤として指定されている。

各抗菌性飼料添加物の使用が認められている対象動物

	類別	添加物の種類	家きん				豚			牛			
			鶏（ブロイラーを除く）		ブロイラー		ほ乳期	子豚期	肥育期	ほ乳期	幼令期	肥育・泌乳期	
			幼すう・中すう	大すう～	前期	後期						肥育期	泌乳期
抗生物質	ポリペプチド系	亜鉛バシトラシン	○	×	○	○	○	○	×	○	○	×	×
		エンラマイシン	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×
		ノシヘプタイド	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×
	ポリサッカライド系	フラボフォスフォリポール	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×
	ポリエーテル系（イオノフォア）	サリノマイシンナトリウム	○	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×
		センデュラマイシンナトリウム	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
		ナラシン	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
		モネンシンナトリウム	○	×	○	○	×	×	×	○	○	○	×
		ラサロシドナトリウム	○	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×
	その他抗生物質	アビラマイシン	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×
		ビコザマイシン	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×
合成抗菌剤		スルファキノキサリン	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
		ハロゲン化ナトリウム	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
		アンプロリウム	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
		エトパベート	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
		ナイカルバジン	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
		クエン酸モランテル	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×